

第 58 類

特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

注

- 1 この類には、第 59 類の注 1 の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第 59 類のその他の物品を含まない。
- 2 第 58.01 項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。
- 3 第 58.03 項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が 1 本以上のよこ糸ごとに 1 以上の絡み目を作っているものをいう。
- 4 第 58.04 項には、第 56.08 項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。
- 5 第 58.06 項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。
 - (a) 幅が 30 センチメートル以下の織物（切って幅を 30 センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作った耳を有するものに限る。）
 - (b) 袋織物で平らにした幅が 30 センチメートル以下のもの
 - (c) 縁を折ったバイアステープで縁を広げた幅が 30 センチメートル以下のもの
織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第 58.08 項に属する。
- 6 第 58.10 項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第 58.05 項参照）を含まない。
- 7 この類には、第 58.09 項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の製品を含む。

総 説

この類にはあらゆる種類の紡織用繊維製の物品が含まれるが、項の段階での所属の決定に当たっては、58.09 項を除き構成する紡織用繊維を考慮する必要はない。これらのうちのあるものについては、11 部総説の（Ⅱ）に規定する「製品にしたもの」でないもののみがこの類に属するが、他のものについては、「製品にしたもの」であるかないかを問わずこの類に含む。

59 類注の規定により、58.03 項のもじり織物、58.06 項の細幅織物、58.08 項の組ひも及び装飾用トリミングで染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、58 類に含まれない（通常、39 類、40 類又は 59 類）が、この類の他の物品については、同様な加工がされたものであっても 39 類又は 40 類の物品の特性を有していない限り、この類に属するので注意しなければならない。

58.01 パイル織物及びシェニール織物（第 58.02 項又は第 58.06 項の織物類を除く。）

5801.10—羊毛製又は織獣毛製のもの

—綿製のもの

5801. 21—よこパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）

5801. 22—コール天（パイルを切ったものに限る。）

5801. 23—その他のよこパイル織物

5801. 26—シェニール織物

5801. 27—たてパイル織物

—人造繊維製のもの

5801. 31—よこパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）

5801. 32—コール天（パイルを切ったものに限る。）

5801. 33—その他のよこパイル織物

5801. 36—シェニール織物

5801. 37—たてパイル織物

5801. 90—その他の紡織用繊維製のもの

(A) パイル織物（58.02 項の織物類を除く。）

パイル織物は、少なくとも3系列の糸、すなわち、基布を形成するきつく張ったたて糸及びよこ糸並びにパイルを形成するたて糸又はよこ糸で構成されている。このパイルは房状又はループ状のもので、織物の面全体又はその一部に形成される。また、このパイルは、通常、織物の片面のみに作られるが、時にはその両面に作られることもある。

たてパイル織物（ベルベット、ブラッシュ、モケット等）は、よこ糸の方向に挿入した針金の上のパイルたて糸を起毛させて作られる。このようにして作られたループは、製織中又は織り上げた後に切ることもあるが、切らないでループ状のパイルをそのまま残すこともある。このループ又はループを切って房状にしたパイルは、よこ糸によって所定のところに保持される。

また、たてパイル織物は、共通のパイルたて糸を有する2枚の織物を織ることによっても作ることができる。すなわち、この織物は、共通のパイルたて糸を切断することによって、カットパイル面を持った2枚のたてパイル織物となる。

パイルを切ったよこパイル織物（ベルベツチン、コール天等）は、通常よこ糸によって作られるパイルを有している。

このよこ糸は交互にたて糸の下を通し、織物表面に引き上げてから2本以上のたて糸の上を浮かせる。織り上げ後表面に浮いている部分を切断し、その端をパイル状に起毛させたものである。たて糸に平行に針金を挿入して作っても同様の結果が得られるが、この場合は織りながらよこパイルを切断する。このパイルの房はたて糸によって所定のところに保持される。

よこパイル織物で未だ浮糸を切らず起毛したパイルを有しないものもこの項に含む（類注2参照）。

(B) シェニール織物

シェニール織物は、57.02 項のシェニールカーペットに非常に良く類似している。

シェニールカーペットと同様にそのパイル面（通常、両側にある。）は、シェニールヤーンにより作られる。これらは一般に、シェニールヤーンの添加よこ糸又は基布の製織中にたて糸の中に

異なった長さ及び色のシェニールヤーンを挿入することによって作られる。

*

* *

パイル織物及びシェニール織物は、各種の材料で製造されるが、パイルには、絹、羊毛、織獣毛、綿及び人造繊維が最も一般的に使用される。

この種の織物は、平織りのもの、畝（畦）織りのもの若しくは紋織りのもの又は製織後型押し加工をしたものなど種類が多い。紋パイル織物には、その面の一部だけをパイルで覆ったもの又はパイル面の一部をカットし、他の部分はループを形成しているもの（cisele velvets）を含むので、変化に富んだ模様となる。毛皮を模造したパイル織物（例えば、アストラカン、カラキュール又は模造の豹の毛皮）もこの項に属するが、縫製、接着等によりパイル状にした模造毛皮は含まれない（43.04）。

この項の多くの織物は、57.02 項のじゅうたんと同じ方法で製造されているので注意しなければならない。ただし、これらは、本来床用敷物としてではなく、室内用又は衣類用の織物として製造されており、繊細な材料が使用され、柔軟な基布を有していることからじゅうたんとは容易に区別できる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ブークレ織物（Bouclé fabrics）、ラチンその他の織物で、外観はパイル織物に類似しているが、特殊な糸（例えば、ブークレ糸）で織ったもの又は普通の織物に処理（例えば、起毛（scraping、teasing））して作ったもの（一般に 50 類から 55 類まで）
- (b) 58.02 項のテリータオル地その他のテリー織物及びタフテッド織物
- (c) 細幅織物の規定に該当するパイル織物類（58.06）
- (d) メリヤス編物又は房状若しくはループ状のパイル面を有するステッチボンディング方式により作られた物品（60.01 又は 56.02）
- (e) 11 部総説（Ⅱ）に規定する「製品にしたもの」に該当するパイル織物類

*

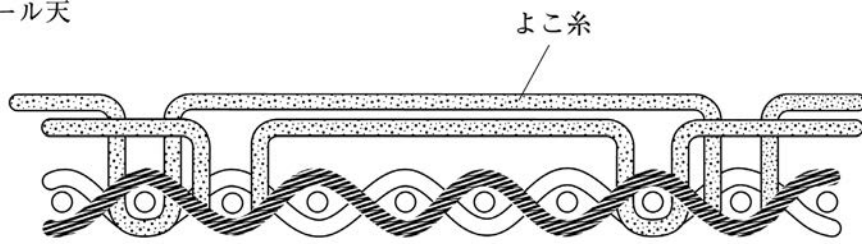
* *

号の解説

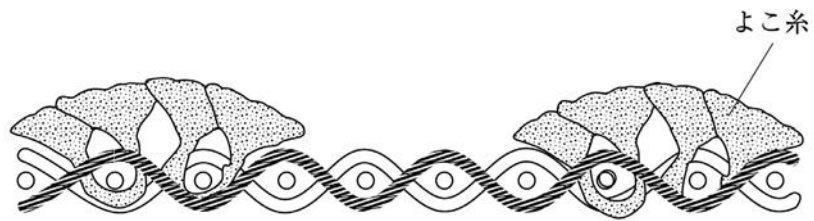
5801.22 及び 5801.32

5801.22 号及び 5801.32 号において、次の断面図（たて糸に直角のもの）は、コール天（パイルを切ったもの）とその他のよこパイル織物（パイルを切ったもの）を区別するために示したものである。

コール天

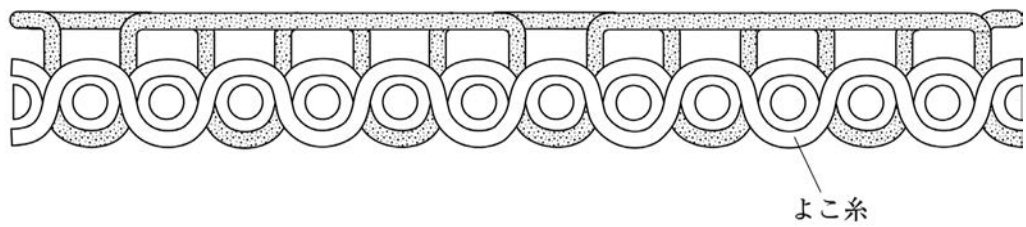


(パイルを切っていないもの)

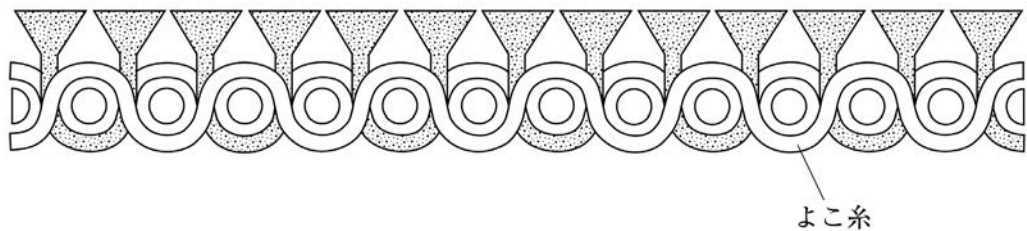


(パイルを切ったもの)

別珍 (ベルベット)



(パイルを切っていないもの)



(パイルを切ったもの)

58.02 テリータオル地その他のテリー織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第 57.03 項の物品を除く。）

5802.10—テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）

5802.20—テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）

5802.30—タフテッド織物類

（A）テリータオル地その他のテリー織物

これらの織物は、タオル地、バスローブ、ビーチローブ、レジャーローブ、トイレットグローブ等に使用されるループを有するパイル織物で、1本のよこ糸に対して強く張ったものとゆるく張ったもの各1本ずつ計2本のたて糸を使用して組織され、後者のゆるい方のたて糸が織物の面にループを形成するものである。この2種類のたて糸の比率は、織物によって異なるが、通常は地たて糸と、パイルたて糸は同数である。

これらのループは、よったように見えることがあり、通常、織物地の両側に作られるが、片面だけに作られることもあり、更に切つてあることもある。また、これらのループが、織物の全面を均一に覆ったもの及び帯状、格子状、亀甲状又はより複雑な柄を描き出すものもある。しかしながらこの項には、片面にのみパイルを有する織物で、そのループのすべてを切つてあるものを含まない（58.01）。

また、この項には、次の物品も含まない。

（a）テリー編物（60.01）

（b）反物状の織物でよこ糸が存在しないことによって示された線に沿って単に裁断することにより、房のある製品に分割できるものは含まない（63.02）。

（B）タフテッド織物類

これらの織物類は、紡織用繊維の基布（織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト、不織布等）にニードルとフックを使用し糸を挿入して製造される。基布の表面にはループが形成されるが、フックに切断装置を組み合わせると、房状のカットパイルとなる。

この項の物品は、硬さ、厚さ、強さ等が欠如しているため、床用敷物には適さないので 57.03 項のタフテッドじゅうたん及び床用敷物とは区別される。

更に、これらの織物類は、織物の裏面に長さの方向に沿ってランニングステッチの外観を有するステッチが並んでいるのが特徴で、裏面にチェーンステッチが並んでいる 60.01 項のパイル編物とは区別することができる。

58.03 もじり織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）

もじり織物（leno weave と呼ばれる。）は、この類の注 3 に規定されている。

もじり平織物の場合には、もじりたて糸はよこ糸と交錯する際、地たて糸の左右を交互に転じながら走り、地たて糸の下を通る時以外はよこ糸の上を通り越すので、地たて糸は常によこ糸の

片側（下）にあり、地たて糸とよこ糸とは交錯しないが、もじりたて糸によって相互に保持される。

もじりたて糸を相互に交差させたり（クロッシェガーゼ（crocheted gauze）、マーリ（Marly）ガーゼと呼ばれる。）、地たて糸ともじりたて糸で作る絡み目に2本以上のよこ糸を同時に挿入したり、1本のもじりたて糸に対して2本以上の地たて糸又は1本の地たて糸に対して2本以上のもじりたて糸を使用したりすることにより各種のもじり織物が得られる。

この項には、また、次の物品を含む。

- (1) もじり織りの地にデザインの効果を与えるため、製織工程中に特別な糸（ブロシエ糸）を挿入して製造したブロシエガーゼ（Broch1 gauze）
- (2) もじり織りの部分と他の方法により織られた部分（織り方を問わない。）から成る織物（構成割合を問わない。）。これらは通常、たて糸方向に走る縞模様、格子模様その他各種の模様を有している。

もじり織物は、通常、ゆるく織られるために軽量である。主にカーテン地として使用されるが、ある種のもの、たて糸方向に細い帯状に切ってシェニールヤーンの製造に使用される。

もじり織物は、外観においても、また、製織中に作られるデザインにおいても非常に変化に富むもので、50 類から 55 類までのブロシエ（broch1）その他の織物又はこの類に含まれる手製若しくは機械製のレース、ししゅう布、チュールその他の網地と混同しないよう注意をしなければならない。

この項には、平織りでゆるく織ったもの（例えば、主として包帯及び外科用被覆材に使用されるもの）を含まない。これらはガーゼと呼ばれ、30.05 項（医療用又は獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの）又は 50 類から 55 類までに属する。この項には、また、ふるい用の布を含まない（59.11 項）。

58.04 チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第 60.02 項から第 60.06 項までの編物を除く。）

5804.10—チュールその他の網地

—機械製のレース

5804.21——人造繊維製のもの

5804.29——その他の紡織用繊維製のもの

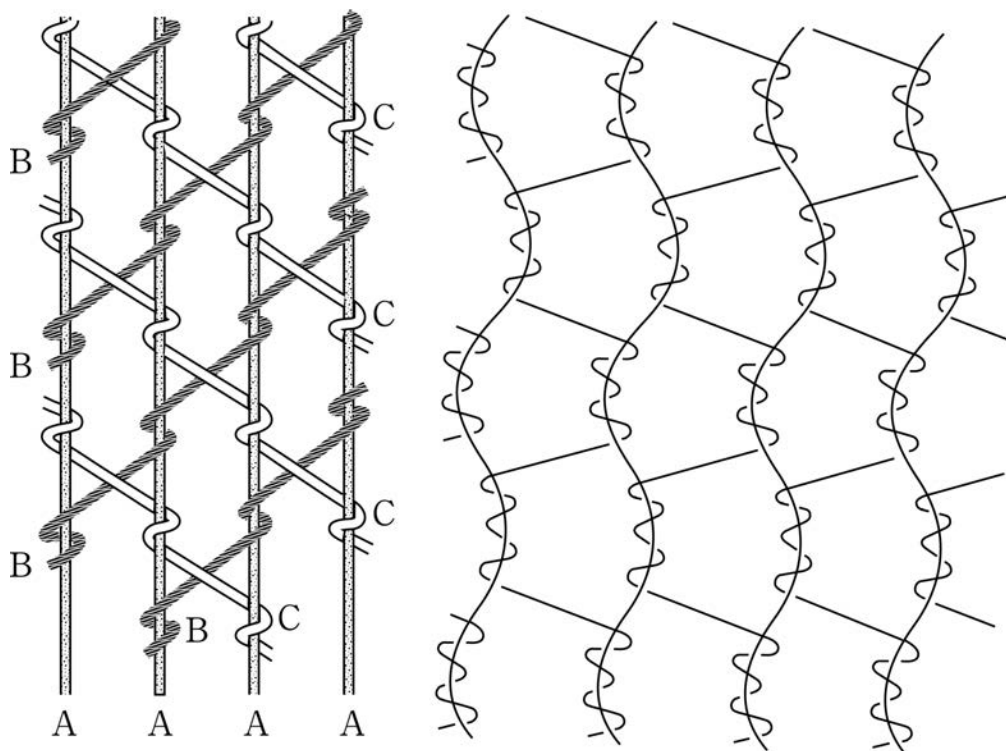
5804.30—手製のレース

（I）チュールその他の網地

これらの物品は、カーテン、ベツトスプレッドその他これらに類する家庭用の室内用品、ベール、婦人用衣類、ししゅう布等の製造に使用される。これらは一般に、絹、人造繊維、綿又は亜麻製である。

（A）チュールその他のボビンネット網地

これらはたて糸と、そのまわりに巻きつけられながら耳から斜めに走るよこ糸から構成される網地で、よこ糸の半分は一方に傾斜し、他の半分は反対の方向に傾斜している（第1図参照）。これらのよこ糸は、たて糸と開いたメッシュ（網の目）を形成し、このメッシュは、規則的な六角形、正方形又はダイヤモンド形となる（Neuville net）。六角形のチュールの変わったものには、2本のたて糸のみの間を縦に進むボビン式の糸と、たて糸から構成されるメクリンネット（Mechlin net）がある（第2図参照）。



A たて糸

B及びC 斜めよこ糸

チュール

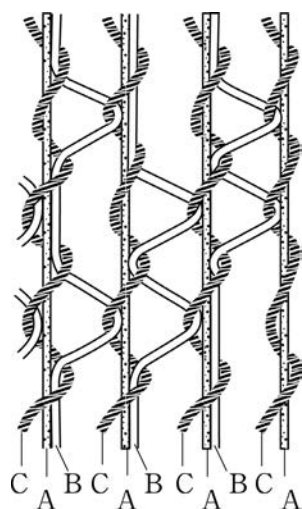
(第1図) (TULLE)

メクリンネット

(第2図) (MECHLIN)

(B) チュールボビンネット

チュールボビンネットは、三種の糸（たて糸、柄糸及び絡み糸）で組織される特殊なチュールである（第3図参照）。たて糸は普通のチュールと同様平行に配列されている。柄糸（柄を作るのでそう呼ばれる。）は、交互にたて糸に沿って走り、一時そのたて糸から離れ他のたて糸（通常、隣接のたて糸）に向かい、ところどころに台形その他の形の空間を配置した三角形のメッシュを形成する。絡み糸は、たて糸のまわりに巻きつき柄糸をたて糸に結びつける。デザインの中の不透明の部分は、このような三角形のメッシュが多数互いに密着して集まって引っぱりだされたものである。



第3図

チュールボビノット

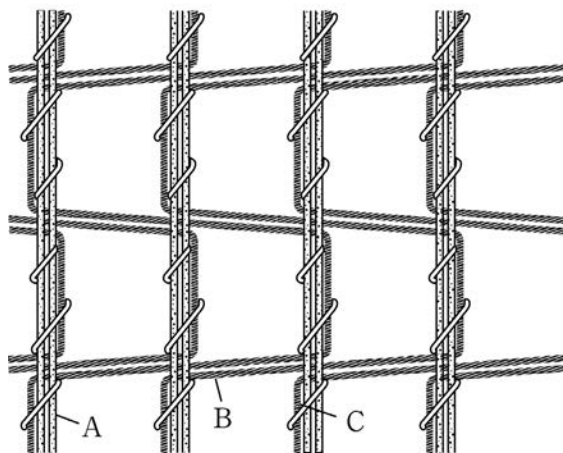
A-たて糸
B-柄糸
C-からみ糸

(C) 3種の糸を有する網地

これは平行なたて糸とメッシュ糸及び結び糸から成る網地である（例えば、フィレットネット (filet net)）。各メッシュ糸は、異なるたて糸に交互に沿って走り、1本のたて糸から他のたて糸を通過し、正方形のメッシュを形成する。結び糸は、メッシュ糸をたて糸に結びつけて保持する（第4図参照）。

(第4図)

Plain Filet Net



A: たて糸 B: メッシュ糸 C: 結び糸

(D) 組織に結び目を有するネット網の網地

均一な正方形又はダイヤモンド形のメッシュを持つ網地で、糸が引っぱられても離れないよう各々の角で結び目を作っている。これらは手又は機械で製作される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 50 類から 55 類までのゆるく織られた織物及び 58.03 項のもじり織物
- (b) 56.08 項の網及び網地
- (c) ふるい用の布 (59.11)
- (d) 60 類のメリヤス編物及びクロセ編物
- (e) チュールその他の網地で、11 部総説 (II) に規定する「製品にしたもの」とみなされるもの

(II) レース

レースは、糸の絡み合わせによって形成されるデザイン要素（多少複雑な）が明らかに透かし模様地の組織を形成しているメッシュ（通常、規則的な寸法及び形状のもの）又はそれ自身柄効果を与える装飾的なリンク（brides）により結合されている装飾的な透かし模様の布である。このデザイン要素とメッシュ又はリンク（brides）の地組織は、通常、同時に作られるが、時には、デザイン要素を別々に作り、これらを後で組み合わせるものもある。

レースの本質的な特徴は、そのデザイン要素がすでに先在する基布の上に細工されるものではないということである。従って、この項においてレースという用語は、レースに類似の外観を有し、実際にレース（例えば、フィレレース（filet lace））と呼ばれる物品（チュール若しくは網地のような先在する基布のメッシュを埋め飾り付けすることにより作ったもの又は基布に縫い付けのアプリケ加工をすることにより作ったもので、加工後、基布の全部又は一部を除去してあるかないかを問わない。）にまで拡大されるものではない。このような物品は、レースに後からししゅうを施したものと縫い付けのアプリケ加工によって作られた encrusted lace と同様に、ししゅう布として 58.10 項に属する。

手又は機械で編んだ各種のメリヤス編みの透かし模様を有する編地（60 類）もまた、この項には含まない。これは、目の詰まった特徴あるメリヤス編みのステッチによって見分けることができる。

チュール、もじり織物その他のゆるく織られた織物とは異なり、レースは、明白なたて糸及びよこ糸を有していない。レースは、しばしば 1 本の糸で作られるが、2 本以上の糸を使用したときは、これらの糸はすべて同じ機能をはたす。

レースは手又は機械により作られる。

手製のレースの主なものには、次の物品がある。

- (A) ニードルポイントレース：模様を描いた紙又は羊皮紙の上で針により編み上げられる。レースは模様の輪郭に沿って作られるものであり、レースを構成する糸は、紙に刺し通されることなくその上に並べられる。フレーム糸（レースの最初の骨格を形成する糸）は、作業を容易にするため模様にクロスステッチにより仮留めされる。

このニードルポイントレースには、アランソン (Alençon)、アルジャンタン (Argentan)、ベニス (Venetian) 等を含む。

(B) ボビンレース (ピローレース) : レースの製作を容易にするためピンを仮にさしてある枕又はクッションの (図柄が固定されている。) 上にボビンに巻きつけられた数本の糸をよることによって作られる。

ボビンレース又はピローレースには、バランシエンヌ (Valenciennes)、シャンティリー (Chantilly)、マリーヌ (Malines)、ブルージュ (Bruges)、デュシュス (Duchesse) 等がある。

(C) クロセ編みのレース (例えば、アイリッシュクロッシェレースと呼ばれている) : クロセ編みのレースは、上述のものとは異なり、図柄又は支持物の上に作るものではなく、クロセかぎ針を使用して手で編むものである。

(D) その他のレース : 多少他のレースに類似しており、例えば、次の物品を含む。

(1) テネリフレース (Teneriffe lace) : ニードルポイントレースと同様の方法で作られる。

(2) ラセットワーク (Lacet work) : 一部分がラセットブレード (lacet braid) を使用して作られているニードルポイントレース

(3) タッチング (Tatting) : クロセ編みのレースに類似している。ただし、円形のデザインを有しており、シャトルの操作により、結び目が作られている。

(4) マクラメレース (Macrame lace) : 先導の糸に直角に整えた一組の糸を各種の方法で結びつけることにより得られる重量感のあるレース

機械製のレースは、一般的な外観は、手製のものに類似しているが、ボビンレースの場合を除き、糸の編み方が異なり手製のものに比べてより均一である。

手製又は機械製のレースで次の形状の物品はこの項に属する。

(i) 反物状のもの及びストリップ状のもの (長さを問わない。)

(ii) モチーフ状のもの (ナイトドレス、スリッパ、ブラウスその他の衣類、ハンカチ、テーブルクロスその他の室内用品に単に取り付け又はアプリークするように作られた個々のもの)

これらの物品は、レースメーカーにより直接一枚に作られたもの、長尺のものから裁断したもの又は数個に分離されたレースの要素を組合わせたもののいずれもがこの項に属する。

この項にはレースの製品を含まない。これらはその特性により、通常、62 類又は 63 類に属する (例えば、62. 14 項のレース製のマンティエラ、62. 17 項の女子用衣類に付けるレース製のヨーク及びカラー、63. 04 項のレース製のテーブルマット)。

*

* *

号の解説

5804. 21、5804. 29 及び 5804. 30

手製レースに類似させて作られた機械製のレースは、一般的に見かけは手製レースに類似しているが、次により区別することができる。

機械製のレースは、しばしば、かなり幅広の反物状のレースとして製造され、最終工程でスト

リップ状に切断される。この場合、ストリップ状にカットされたレースの端には、たいてい織機上でストリップを互いに結合させた透かし模様の布帛からのステッチ又はステッチの部分が残っている。これらのステッチやステッチの部分は、レースの外側に見られる。これらは通常、凹の角を形成する端の線がある場所、すなわち、端自体をこわすことなしに触れることが困難な場所に見られる。これらのステッチ及びステッチの部分の存在は、レースが機械製であることの明らかなるしである。

区別は、また、レースの装飾的なモチーフ、レリーフ（又は輪郭）糸及び埋め込み糸（filling in thread）の流れの検査によっても可能である。手製のレースでは、これらの糸はいかなる方向へも走ることができ、実際元の方向へ戻ることがある。機械製のレースでは、そのようなリバーステッチは不可能であり、これらの糸は、左又は右へ傾くことはあるが、必ず作業の進行方向に沿っている。

デザインの中の不透明な部分への埋め込み（filling in）方法は、手製レースと機械製のレースとを区別するに際し、注意すべき第3番目の要素である。手製レースにおいては、次のような方法のみが使用される。

ーロックステッチ（lock-stitch）、すなわちスカラップステッチ又はボタンホールステッチ（ニードルポイントレースの場合）

ークロスステッチ（cloth stitch）又はゲートステッチ（gate stitch）（ボビンレースの場合）

クロスステッチは、平織りを正確に作る。ゲートステッチでは、これらの糸はたて糸として機能し、互いに約90度の角度を形成する2組の重ね合わされた糸に分けられる。よこ糸は、最初の組（上方の組）の1本の糸の上と、それにすぐ続く2組目の糸の下を交互に通過しながら、この表面を横切って走る。

機械製のレースにおいて、最も幅広く使われる埋め込み方法としては、次のものがある。

ークロスステッチ（cloth stitch）、しかし、これは一つの特色をもっており、よこ糸を形成する糸は必ずしもデザインの方の端（edge）から他方の端へと走ることはない。ある場合には、これらの糸は行程の一部分のみを進み、他の糸が最初の糸に出会い一区間を完成させる。

ーチュールボビノット製造の際に使用されているのと同じような糸かけ法（たて糸、柄糸、絡み糸）

ーたて糸とともに平織りを形成する糸を網地に差し込む方法。上記二つの方法では、網地はデザインの始まる箇所まで終わるが、この方法によった場合はそのようなことはない。

次の考察は、また機械製のレースから手製のレースを区別する助けとすることができる。実際、いくつかの場合、特に手製のボビンレースと機械製のボビンレースとの区別の場合には、このような考察は唯一の識別のための手段となる。

(a) 手製のレースに見られる小さな欠陥又は不完全さは、間隔が一定でなく、外観上もほとんど類似していない。一方、機械製のレースでは、それらはレース製造に使用される機械装置の動きのため規則的に繰り返されている。

(b) 手製のレースでは、しばしばレースの縁を飾るピコットループは、常に網地を構成する糸により形成されるが、機械製のレースでは、この縁飾りは時として付け加えられたものである。このような場合、縁飾りはそれ程しっかりとくっついてはおらず、レース自体を損なう

ことなく引き離すことができる。これは手製のレースではできないことである。

(c) 出荷及び包装もまた、手製レースと機械製のレースとを区別する手段である。手製のレースは、通常、20メートル以上の長さで出荷されることはない。また、出荷貨物中の各反物は、一般的にパターン異なるものである。機械製のレースは、常に手製レースより長く500メートルにもおよぶものがある。このような出荷貨物には、常に同じパターンの反物をかなりの数含んでいる。

これに加えて、ラセットレース (lacet lace)、ルネッサンスレース (renaissance lace)、Luxeuil lace 及びプリンセスレース (princess lace) と呼ばれる「Mixed lace」がある。これらのレースの製造は、機械的に得られるラセットブレードから始められ、最初にこのブレードをトレーシングの上に平らに置き、デザインの線に沿うようにする。隅では、ブレードを再び折り重ね、トレーシングに沿うようにする。重なり合った部分は縫合する。カットしたブレードの端は、注意深くそこに縫い付ける。そのあと針でループ及び埋め込みステッチ (filling in stitch) を作る。

このようなレースは、ブレードが折り重ねられたり、カットされたり、前述のように縫合されているといった事実に加えて、時々デザインの凹面の端にあるブレード中のギャザー (gather) によって見分けられることがある。

このようなレースは、手製のレースとみなされる。

58.05 ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ポーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物 (製品にしたものであるかないかを問わない。)

この項には、手織り又は基布 (通常、カンバス) にニードルワークしたつづれ織物を含む。これらの本質的な特徴は、完全な個々のデザイン (しばしば絵画的な性格を有する。) を描いたパネル画の形状で作られているということである。

(A) 手織りのつづれ織物

手織りのつづれ織物は、たて糸織機の上いきつく張り、たて糸を覆う色の異なったよこ糸を交錯させ、デザインを形成しながら織物の形状に織り上げられる。

通常の経緯糸織物に使用する方法とは異なり、異なった色のよこ糸は、意匠を構成するのに必要な長さしかなく、このよこ糸は織物の幅全体にわたっては交錯しない。すなわち、たて糸は、よこ糸の各線に沿って異なった色のよこ糸の連続によって覆われ、よこ糸の端末は意匠の裏面にたれ下がっている。この方法による織り方では、たて糸の織り残されたすき間は、通常、縫製により補強される。

このようなつづれ織物には、ゴブラン (Gobelins)、フランダース (Flanders)、オービュソン (Aubusson) 及びポーベ (Beauvais) を含む。

上記の手織りのものに類似させて機械 (ジャカードその他これに類する機械) で織った模造のつづれ織物は、通常の長さのたて糸とよこ糸を持つ織物で、その着色したよこ糸は織物の耳から

他の耳まで走っているものは通常の織物に含まれる。またその織物で製品となったものは各々該当する項に属する。

(B) ニードルワークによるつづれ織物

ニードルワークによるつづれ織物（別名ポイントタペストリー）は、基布（通常正方形のメッシュ状のカンバス）を有し、その上に希望するデザインをニードルワークにより多くの異なった色糸で埋めつくして模様を現すということにより特徴づけられる。このニードルワークによるつづれ織物は、場合によりステッチ縫いで更に加工されることもあるが、それでもししゅう布とは認められずこの項に属する。

58.10 項のししゅう布の多くのものと異なり、この基布（通常、カンバス）は縁を除いて、デザインを構成する糸により完全に覆われている。このステッチ縫いには、それを行う方法によりプチポワン、グロポワン、クロスステッチ、ダブルクロスステッチ、ゴブランステッチといろいろな名称が使用されている。

*

* *

つづれ織物は、主に室内用として壁かけ、シートカバー等に使用される。そして通常、絹、羊毛、人造繊維又は金属を交えた糸であっても作られる。

縁縫い、縁かがり、縁留め等がされてあってもこの項に属するが、ハンドバッグ、クッション、スリッパ等のように製品に作り上げられたものは、当然のことながらこの項には含まれない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ケレム (Kelem)、シュマック (Schumacks)、カラマニ (Karamanie) その他これらに類する敷物 (57.02)
- (b) つづれ織物を作るための織物と糸から成るセット (63.08)
- (c) 制作後 100 年を超えるつづれ織物 (97 類)

58.06 細幅織物（第 58.07 項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）

5806.10—パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物含む。）及びシェニール織物

5806.20—その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5%以上のものに限る。）

—その他の織物

5806.31—綿製のもの

5806.32—人造繊維製のもの

5806.39—その他の紡織用繊維製のもの

5806.40—接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）

(A) 細幅織物

この類の注 5 に基づいて、この項に含まれる細幅織物は、下記のものとする。

- (1) 幅が 30 センチメートル以下で、たて糸及びよこ糸から成るストリップ状の織物（両側にフラット又は筒状の耳を有するものに限る。）：このような細幅織物は、特殊なりボン織機でしばしば何枚かが同時に織り上げられる。両耳あるいは片方の耳が波状に織られる場合もある。
- (2) たて糸とよこ糸から成る幅広い織物をたて糸又はよこ糸方向に切った幅が 30 センチメートル以下のストリップ状の織物（仮耳を両縁に付けたもの又は一方の縁に実際の耳を、他の縁に仮耳を付けたものに限る。）：仮耳は、切った織物の縁のほつれるのを防ぐために付けるもので、例えば、広幅の織物を裁断する前（すなわち製織中）に織り込まれたもじり織りのステッチの列（簡単な縁付け）から成るものや、ストリップの縁をゴムで固着させることにより又はある種の人造繊維製のリボンのように縁を溶着させることにより作られるものもある。また仮耳はストリップの縁がほつれないように、織物をストリップの形状に裁断する前に付けられることもある。この場合には、細幅織物と仮耳の区分は明瞭である必要はない。織物をカットして得たストリップはその両縁に耳（仮耳又は真の耳）を持たない限りこの項には含まれず通常の織物の項に属する（バイアステープについては下記（4）を参照のこと）。
- (3) 継目なしのたて糸とよこ糸から成る袋織物で、平らにしたときの幅が 30 センチメートル以下のもの：ただしチューブ状にするためその縁を縫い付け、接着又は他の方法で固着させた細幅織物は、この項に含まれない。
- (4) たて糸とよこ糸から成る織物を斜めに切ってその縁を折ったバイアステープで、その縁を広げた幅が 30 センチメートル以下のもの：このバイアステープは、広幅織物から切った物品であり、そのため真の耳又は仮の耳が付いていない。

上記の物品には、織りリボンの特性を有するある種のガルーンのほか、リボン及びウェッピングも含まれる。

リボンは、通常、絹、羊毛、綿又は人造繊維で作られ（弾性糸又はゴム糸を含んでいるかいないかを問わない）、下着、婦人用衣類、帽子、飾りえり、室内用品等の装飾的な縁どり材料として使用される。

この項には、金属糸から作られた細幅織物も、明らかに衣類、室内用品その他これらに類する用途に供するものに限り含まれる（類注 7 参照）。

この項に属するガルーンは、細いリボンであり、ウェッピングは、厚い丈夫な細幅織物で、通常、綿、亜麻、大麻又はジュートが使用され、馬具屋における馬具の製造、つりひも、ベルト、椅子等の製造に使用される。

この項には、また、細いバンドで一定の間隔に結合された 2 本のテープから成るブラインド用のウェッピング（全体が一間の連続した製織作業により得られる。）を含む。この項に含まれる物品は、通常 50 類から 55 類又は 58.01 項の織物と同様の織り方で織られたものであるがその異なる点は、上記（1）から（4）までの基準（サイズ）に関するところだけである。これらの物品は、moire 仕上げ、押型、なせん等の加工がされていてもこの項に含まれる。

(B) ボルダック

この項には、ボルダック (bolduc) といわれる、通常、数ミリメートルから 1 センチメートルの幅を持ったて糸（たて方向のみに並べた糸、単繊維又は紡織用繊維）のみを接着剤によって結

合させたよこ糸なしの細幅の織物類も含む。ボルダックは主として荷物の包装に使用されるが、婦人帽子製造用組物材料に使用されるものもある。

ボルダックには、一定間隔ごとに使用者のトレードネームを印刷したものもあるが、これは所属の決定には影響を及ぼさない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 包帯で、医療用又は小売用の形状若しくは包装にしたもの (30.05)
- (b) 縁に織り出した房を有する細幅織物並びに組んだガルーン及び組ひも (58.08)
- (c) 他の項に含まれる特殊な細幅織物。例えば、次の物品
 - (1) 織ったラベル、バッジその他これらに類する物品 (58.07 又は 58.10)
 - (2) ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用等のしん (59.08)
 - (3) 紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品 (59.09)
 - (4) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング (59.10)
- (d) 59 類の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した細幅織物 (特にゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル (ビーム) の被覆用のものを含む (59.11).)
- (e) 11 部総説 (II) に規定する「製品にしたもの」に該当する細幅織物 (前記 (A) (2) に掲げるものを除く。)
- (f) スライドファスナー (96.07) 及び卑金属製のフック、アイ又はプレスファスナーで、テープに取り付けたもの (フック、アイ又はプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。) (83.08 又は 96.06)
- (g) タイプライターリボン (96.12)

58.07 紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品 (反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。)

5807.10—織ったもの

5807.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む (下記 (1) 及び (2) に限定する条件を充足するものに限る。)

- (A) 紡織用繊維のラベル (編んだものを含む) : これには衣類、家庭用リネン、マットレス、テント、軟質おもちゃその他の物品のマーク付けに使用するものを含む。これらはマークする物品の個々の銘又はモチーフを表現している商業的なラベルである。そのようなラベルには、製品のトレードネーム若しくはトレードマーク又は構成する繊維の種類 (絹、ビスコースレーヨン等) が表されているものを含む。ラベルには、学生、軍人等が各個人の所属を明らかにするために使用するものもある。後者には、イニシャル又は模様を表したもの、手書きの銘をつけるようなスペースを有しているものがある。
- (B) 紡織用繊維のバッジその他これに類する物品 (編んだものを含む。) : このカテゴリーに含

まれるものは、バッジ、記章、「flashes」等で、衣類（スポーツウェア、軍服等）に縫い付けられるもの、ユース協会のバッジ、艦名を表す水兵帽のバッジ等がある。上記の物品は、次の条件を満たす場合に限り、この項に属する。

- (1) ししゅうしたものでないこと。この項に属する物品の銘又はモチーフは、通常、織ったもの（ふつう brooch work）又は印刷したものである。
- (2) 反物状のもの、ストリップ状のもの（このケースが通常である。）又は一定の寸法若しくは形状に切断することにより得られる分離したユニット状のものであって他の方法により製品にしていないもの

この項には、ラベル、バッジその他これらに類する物品でししゅうしたもの（58.10）又は一定の寸法若しくは形状に切断すること以外の方法で製品にしたもの（61.17、62.17 又は 63.07）を含まない。

58.08 組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたものと及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品

5808.10—組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）

5808.90—その他のもの

(A) 組ひも及び装飾用トリミング（ししゅうしたものと及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

この項には、組ひものほか衣類（例えば、婦人用衣類、軍服、教会用の法衣、演劇用の衣装）又は室内用品（船用又は車用のものを含む。）の装飾用にデザインされた各種の長尺の物品を含む。

これらの物品には、フック、留金、アイレット、リングその他これらに類するものが物品の特徴に影響を与えることなく、単にアクセサリとして付いている場合もある。また 58.10 項のししゅう布に属するアプリーケ縫いしていない円形小金属片、ビーズその他これらに類するアクセサリでトリミングされているものもある。

組ひも及び装飾用トリミングには、次の物品がある。

(1) 平ひも及び管ひも

これらは、糸、54 類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を斜めに交錯させて得られるものである。

平ひもは、糸を一の端から他の端へジグザグ又はより複雑な方法で走らせたものであるのに対し、管ひもは糸をうず巻状に走らせたものである。両方とも糸の半分は一方向に、残りの半分は他の方向に走らせて、通常は極めて単純な固定した型に従って交錯されているが、ある種の組ひもは、特別な糸を長さの方向に沿って交錯させて縁辺の強さを増すとともに連続する列を作って模様効果を表している。

組ひもは、ブレード機又はスピンドル機と呼ばれる特殊な機械で製造される。

組ひもの各種のものには、靴等の締めひも、パイピング、さなだひも、装飾用のコード、

組んだガルーン等がある。管ひもには、紡織用繊維のしんを有するものもある。組ひもは、衣類（例えば、装飾的なトリム又はパイピング）又は室内用品（例えば、カーテンの留め飾り）の縁かがり又は装飾用に、電線の外装として、及び靴ひも、アノラック若しくはトラックスーツの締めひも又は化粧着（dressing gowns）のベルト用のひも等の製造用に供される。

これらの組ひもは、56.07 項の物品と比べると、組み方がゆるく、構造が緻密ではない点で異なる。

しかし、この項には、他の項に含まれる組ひも、特に次の物品を含まない。

- (a) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品で見掛け幅が 5 ミリメートルを超えるもの又はその他の材料で作った組ひも (46.01)
- (b) 56.07 項のひも、綱、ケーブル及び組んだ模造カットガット
- (c) ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類するものに使用する組ひものしん (59.08)
- (d) ホースその他これに類する管状の製品 (59.09)
- (e) 59.10 項の伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング
- (f) 59.11 項の技術的用途に供する物品（例えば、包装又は潤滑材料として工業において使用される組ひも）
- (g) スライドファスナー (96.07)、卑金属製のフック、アイ及びプレスファスナーを組んだテープに一定間隔に取り付けたもの（フック、アイ及びプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。）(83.08 又は 96.06)

(2) ミラノ風その他これに類するコード

これらはジンプヤーンに類似のジンプされた物品であるが、そのしんは、ジンプヤーンより太く、ジンプング工程中によられる紡織用繊維の糸の束又はロービングで構成されている。時には、すでにジンプされた糸により、更にジンプされることもある。これらの製品は装飾、ドレッシングガウンのガードル、カーテンの引きひも等の製造に使用されるものであり、長尺のものに限りこの項に属する。

この項には、紡織用繊維で被覆した針金、例えば、次の物品を含まない。

- (a) 帽体製造用の針金及び造花又はヘアーカラー用の針金 (72.17)
 - (b) 電気絶縁体用の針金 (85.44)
- (3) 縁に織り出した房（ループ状又はループを切ったもの）を有する細幅織物

リボン織機で織られるもので、縁にあるトリミングは、よこ糸の操作によるか又は roquetins と呼ばれるゆるくて粗いたて糸を使用することによって作られる。

第 1 の方法の場合、よこ糸は織物の両縁の 2 本のたて糸とは耳を形成しないで、それを通り越した先にループを形成する。これらのループは、織機上にたて糸と平行におかれた 2 本以上の針金のストランドのまわりによこ糸を通すことによって得られるものであり、針金は織物が織り上がったときに除去される。

第 2 の方法の場合、ゆるく粗いたて糸は、あるよこ糸によってところどころで耳に織り込められ、その間、針金は介在場所でこのたて糸を織物から保持し、ループを形成する。

このような方法で作られるループは、ある程度の空間と規則的なあるいは不規則的な間隔を有しているものである。これらのループは、ある場合にはカットされて房状の縁を形成し、その後、結び目を作ったり、タッセル、ポンポン等で飾られる。これらの細幅織物は、主に縁取り又は室内用品や衣類の装飾に用いられる。

この項には、輪 (picot) 又は波紋状に縁どりされたリボン及びラットトゥースリボン (58.06) を含まない。

(4) その他の装飾用トリミング

この項には、また、衣類、室内用品等の装飾に使用するのに適する長尺の各種細幅物品を含む。

これらは通常、リボン、組ひも又は上記に掲げたその他の物品から作られる。すなわち、それらのうちの1個の物品を縫製その他の加工をすることにより又は2個以上の物品を装飾的な方法により組み合わせることによって作られる (例えば、リボン又は装飾的な縁を付けた組ひも、ガルーン又はさなだひもを組み合わせたもの、リボン又は長さに沿って一定間隔ごとにタッセルその他の装飾的な物品を組み合わせた組ひも。ただし、アプリケししゅうによるものを除く。)

この項には、60.02 項から 60.06 項までのメリヤス編み及びクロセ編みの装飾用トリミングを含まない。

(B) タッセル、ポンポンその他これらに類する製品

上記 (A) の物品と異なり、これらは長尺のものでなく、1個1個に分離したもので、各種の寸法及び形状のタッセル並びに室内用品用のひも等の装飾用末端を含む。

例えば、次のような物品がある。

- (1) 繊維用繊維の糸で被覆した木その他の材料のしん。糸の端は、しばしば垂れ下がったままである。多くのはレース又は小さいタッセルの列で飾られている。
- (2) ゆるくたれ下がった末端を折り又は結んだだけの繊維用繊維の糸の束
- (3) 繊維用繊維で被覆された木製又は紙製等のオリーブ又はナットの形をしたしん (時には sliding ring として使用されるように開くようになっているものもある。)
- (4) ポンポン: 短い糸を互いに中心へ向けて結束し、そのまわりを外側の方向に向けて毛羽立てたもの

これらの物品は、すべて他のものに取り付けるためのループを有しており、一般に室内用品に使用されるが、衣類に使用されるものもあり、主に装飾用としての特徴を有している。

この項には、上述以外の個々の物品を含まない。

この項の組ひも及びトリミングで作ったロゼット (バラ結びのアクセサリー) は 62.17 項又は 63.07 項に属する。これらの材料で作った包みボタン、肩章及び締めひもは 62.17 項に属する。また、これらの材料で作った靴ひも、コルセットの締めひも等で、その端をほつれないように固着その他の処理をしたものは、これらの材料で作ったつかふさと同じく 63.07 項に属する。

この項の物品の製造に使用される繊維用繊維は、非常に多く、絹、羊毛、織獣毛、綿、亜麻、人造繊維、金属を交えた糸等が使用されている。

すでに前記で除外したものに加えて、この項には、細幅織物の規定に該当する単に織られたストリップ状のガルーンその他のトリミングを含まない (58.06)。

58.09 金属糸又は第 56.05 項の金属を交えた糸の織物 (衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

この項には 56.05 項の金属を交えた糸を使用した織物 (11 部総説 (I) (C) に規定する。) 及び 14 部又は 15 部の金属糸で織った織物を含む (衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のもので、かつ、他の項、特にこの類の前掲の項のいずれにも該当しないものに限る。)

金属糸又は金属を交えた糸とその他の紡織用繊維の糸とで構成されている織物については、金属糸又は金属を交えた糸の重量が他の紡織用繊維の糸より多い場合に限りこの項に属する。この場合において、金属を交えた糸は、単一の紡織用繊維とみなし、そこに含まれる紡織用繊維と金属との両者の重量の総計を交えた糸の重量とする (11 部総説 (I) (A) 参照)。

この項には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用されない織物 (例えば、鉄、銅、銅、アルミニウム、貴金属製のワイヤガーゼ又はワイヤクロス (71.15、73.14、74.19、76.16 等) を含まない。

58.10 ししゅう布 (モチーフを含む。)

5810.10—ししゅう布 (基布が見えないものに限る。)

—その他のししゅう布

5810.91—綿製のもの

5810.92—人造繊維製のもの

5810.99—その他の紡織用繊維製のもの

ししゅう布は、チュール、網地、バルベツト、リボン、メリヤス編物、クロセ編物、レース、織物、フェルト及び不織布の先在する基布に装飾的な効果を現すためししゅう糸でししゅう加工することによって得られるものである。ししゅう糸は、通常、紡織用繊維であるが、他の材料 (例えば、金属、ガラス又はラフィア) で、ししゅう加工されたものもこの項に含む。基布は、通常完成したししゅう布の一部を形成するが、ある場合には、ししゅうした後 (例えば、化学的に又は裁断により) デザインのみを残して除去される。またある種のししゅう布は、ししゅう糸ではなくストリップ又は組ひもで作られるものもある。

このため、ししゅう布はその製造が、先在する基布から出発することでレースと区別されるが、ししゅうした後で基布を除去されたししゅう布は、レースと混同しやすいので注意しなければならない。また、製織工程の間にプロシエ糸によって作られたデザイン (plumetis その他のプロシエ加工) を有する織物もししゅう布と混同しやすいので注意しなければならない。

ししゅう布をこれらその他の物品から区別する特徴については、この解説書の所定の場所で触

れることにする。

ししゅう布は手製又は機械製である。手製のものは比較的小さい寸法のものであるが、機械製のものは、手製のものよりしばしば非常に長いものがある。

この項に属するししゅう布には、主として次の三つのグループがある。

(I) 基布を有しないししゅう布

これは基布を取り除かれたししゅう布であり（例えば、化学的処理又は切り離すことにより）そのためししゅうされたデザインのみから成り立っている。

このタイプのある種の機械製ししゅう布は、基布を有してないために 58.04 項のレースと混同しやすいが、次の点を考慮することにより区別することができる。

(A) レースは、1本の連続した糸又は同じ機能を有する2本以上の連続した糸を絡み合わせることによって作られるもので、一般にその外観は表も裏も同じである。これに対しこの種の機械製のししゅう布は、それぞれ異なる動きをする2本の糸で構成され、一方の糸はししゅう糸となり、他方の糸はシャトル糸となり、通常、前者のししゅう糸より細いものが使われて基布の下でししゅう糸を固定している。そのため、ししゅう布の表面と裏面は異なった外観を有し、裏面は平らであるのに表面は、いくぶん浮き上がって見える。

(B) 基布を切り離されたししゅう布には、しばしば、完全に除去されなかった基布の糸の端末が見られる。

(II) ししゅう後も基布を有するししゅう布

このししゅう布では、ししゅう糸が、通常、基布全体を覆い隠すことなく、その表面又はまわりの縁に柄を形成している。そのししゅうの方法には色々あり、ランニングステッチ、チェーンステッチ、バックステッチ、ロックステッチ、ヘリン・ボーンステッチ、ポワンドゥポストウ（ブリオンステッチ、point de poste）、シードステッチ、ループステッチ、ボタンホールステッチがある。一般的に完全なデザインは、基布の表面にのみ見ることができる。ししゅう布の多くの中には、小穴又は透かし（基布をカットし、目打ちで穴あけし又は基布からたて糸若しくはよこ糸（時にはその両者）を引き抜きし、その後、ししゅうかがりで仕上げ又は飾ることによって得られる。）がある。これはししゅう布に優美さを加えたり、主要な魅力のもととなることさえある。例えば、イギリスししゅう（broderie anglaise）及び糸抜き加工がある。

単に糸抜き加工のみをしたものは、この項に含まない。

ししゅう布のある種のものには、大きな浮き模様のししゅうを得るため、最初に詰糸（padding thread）で希望するデザインの輪郭を描いたり又は埋めて行くものがある。

機械製ししゅう布のある種のもの、特にサテンかがりししゅう及びししゅうモスリンは、50類から55類までに属するいわゆるブロッシェモスリンその他のブロッシェ織物に非常に良く似た外観を有している。

しかしこれらについては、その製造方法から生ずる次のような特徴で識別することができる。すなわち、ブロッシェ織物のデザインは、その製織工程中において、ブロッシェ糸を挿入することにより作られるもので、デザインを形成する糸のすべてが、基布のよこ糸又はたて糸の間に正

確にそれらと平行に並べられるものである。ところが、ししゅう布は、先在する基布の表面にデザインを作るもので、デザインを得るためには、基布をししゅう機械の上を広げて張って、ししゅうしなければならず、このため、基布の張力及び位置は、機械の針で作業するには完ぺきとは言い難く、基布のたて糸又はよこ糸の間で、ししゅうに対応する全ての部分に正確に機械針を一致させて挿入することはできない。更に、ししゅう布では、しばしば針が基布の糸を突き通すことがあるが、ブロッシェ織物では、このようなことは起こり得ないものである。

これらの特徴によるブロッシェ織物とししゅう布との区別は、デザインの端をほつれ上げることにより行うことができる。

(Ⅲ) アプリケ加工

これは紡織用繊維の織物又はフェルトの基布に、次に掲げるものをししゅう縫い又は通常、ステッチによって縫い付けたものである。

- (A) ビーズ、小円板その他これらに類する装飾的アクセサリ：これらのアクセサリは、通常、ガラス、ゼラチン、金属又は木で作り、基布に柄又はデザインを表すように縫い付けられる。
- (B) 紡織用繊維その他の材料の装飾的なモチーフ：これらのモチーフは、通常、基布と異なった組織の紡織用繊維の織物類（レースを含む。）を種々の柄に切り抜き、基布に縫い付けるものである。ある場合には、モチーフを取り付けた場所の基布を取り除くこともある。
- (C) 組ひも、シェニールヤーンその他のトリミング等：これらは、基布に取り付けられデザインを形成する。

上記に述べた全てのししゅう布は、次の形状のとき、この項に属する。

(1) 種々の幅を有する反物状又はストリップ状のもの

これらの反物及びストリップには、同一のデザインを連続してししゅうしているものもあり、完成品を作るために事後分離されるようになっていないかを問わない（例えば、衣類のマーク付けに使用するししゅうしたラベルのストリップ又は裁断することにより bibs（前かけ、よだれかけ等）が得られるよう一定間隔にししゅうをした反物）。

(2) モチーフ状のもの

例えば、衣類又は室内用品にししゅうの要素として結合又はアプリケする以外に何らの用途を有しないししゅうによりデザインを形成した個々の布片。これらには、各種の形状に裁断したもの、裏張りその他の方法で組み合わせたものがあり、バッジ、記章、flashes、イニシヤル、標識、星、勲章等を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 紡織用繊維以外の材料（例えば、皮革、枝条細工物、プラスチック、板紙）にししゅうしたもの
- (b) ニードルワークしたタペストリー (58.05)
- (c) ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する製品を作るための織物と糸から成るセット (63.08)

(d) 11 部総説(Ⅱ)に規定する「製品にしたもの」とみなされるモチーフ以外のししゅう布(完成したもので、そのまま、使用できるかできないかを問わない。)及びししゅう布の製品(完成したもので、そのまま使用でき、更に加工することなくその最終の形状で直接ししゅうしたもの)。この広範囲にわたる物品は、製品にしたものに属する(例えば 61 類、62 類、63 類又は 65 類)。例えば、ハンカチ、前かけ、カフス、カラー、ボデイス、ドレス、トレークロス、テーブルセンター、マントルピースカバー、テーブルマット及びカーテンを含む。

(e) ガラス繊維の糸でししゅうしたもので、基布を有しないもの(70.19)

*

* *

号の解説

5810.10

この号には、イギリスししゅう(broderie anglaise)を含まない。

58.11 縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品(第 58.10 項のししゅう布を除く。)

この項には紡織用繊維の反物で、次のいずれかの物品を含む。

- (1) 一層の織物類(通常、メリヤス編物、織物又は不織布)と一層の詰物材料(例えば、しばしばウェブの形状の紡織用繊維、フェルト、セルロースウオッディング、発泡プラスチック又はフォームラバー)から成るもの
- (2) 二層の織物類(通常、メリヤス編物、織物、不織布又はこれらの組合せ)と一層の詰物から成るもので織物の層が詰物の層により隔てられているもの

これらの層は、通常、ニードリング又はステッチ(ステッチボンディングを含む。)により相互に固定される。ニードリング又はステッチによる固定には、直線的に行うもの、あるいは装飾的な柄を描き出すものがあるが、この項には、ステッチにより形成される模様がししゅうの特性を示すものではなく、主に層の結合のために使用されているものを含む。これらの層は、また、結びひも、接着剤、加熱処理その他の方法で結合されることもあり、キルト効果、すなわち、ステッチ、ニードリング又はステッチボンディングによる刺し子縫い(quilting)と同様のふくらみ効果を有するものを含む。

この項の物品は、染み込ませ、塗布し又は被覆したものであってもよく、また、製造工程で使用される織物類が染み込ませ、塗布し又は被覆したものであってもよい。

これらの物品は、キルティングした衣類、ベッド用品、ベッドスプレッド、マットレスパッド、衣類、カーテン、敷物、テーブルリネン用の下敷等の製造に通常使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックのシートの中に詰物をしてステッチ又は熱でキルティングしたもの(39 類)
- (b) ステッチ又はキルティングした紡織用繊維の物品で、ステッチにより形成される模様がし

- しゅうの特性を与えているもの (58.10)
- (c) この部の製品にしたもの (部注7参照)
 - (d) 94類のベッド用品その他これに類する室内用品で、詰物又は内部に材料を入れたもの